京信リバースモーゲージ～ゆたかなセカンドライフ～

（2025年3月3日現在）

商品名	京信リバースモーゲージ～ゆたかなセカンドライフ～
ご利用いただける方	・当金庫の営業地域内に居住されている方 ・自己名義の一戸建てまたはマンションにお住まいの単身世帯もしくは夫婦世帯の方 ・契約時に満50歳以上の方 ・公的年金等の安定継続した収入のある方（年金収入のある方は当金庫の口座に振込指定されている方、もしくは新たに指定していただける方） ・当金庫の定める融資基準を満たしておられる方
お使いみち	生活資金などご自由にお使いいただけます。 ただし、事業性資金や投機的資金にはご利用いただけません。
融資形式	当座貸越 貸越限度額の範囲内で繰り返しご利用いただける融資形式です。お借入の都度、ご本人様から借入請求書をお取引店舗に提出していただきます。
貸越限度額	貸越限度額は300万円以上で、上限は当金庫査定によるご自宅の担保評価額となります。（10万円単位） 担保評価額は、一戸建ての場合は土地価格、マンションの場合はマンション価格を基準に査定し、決定します。
貸越限度額の見直し	貸越限度額は年1回見直しいたします。 貸越限度額は当金庫査定により減額する場合がございます。 貸越限度額の減額により、お借入残高が限度額を上回った場合は、超えた金額について一括または分割でご返済いただきます。
貸越利率（通常金利）	変動金利　年３．２０％ ※変動金利でのお取扱いとなります。（固定金利でのお取扱いはございません。） 貸越利率は、金融情勢等を勘案して当金庫が独自に決定する短期プライムレートを基準とします。
貸越利率の見直し	ご融資後の貸越利率は、当金庫短期プライムレートの変更に伴い、その変動幅と同幅で引き下げ、または引き上げられます。 変更後の貸越利率は、基準金利の変更があった月の翌月の利息支払日より適用します。 ＊貸越利率につきましては、窓口までお問い合わせください。
お利息の計算方法	（前月の返済日から当月の返済日の前日までの毎日の貸越残高の合計額）×年利率÷365日で計算します。 ＊付利単位は100円です。

取引期限	1年間 当金庫またはお客様から申し出がない限り、原則としてさらに1年間延長します。 尚、更新時に上記、貸越限度額の見直しを行います。
返済期限 （契約終了日）	・ご契約者様がお亡くなりになられた日。 ・期限の利益喪失事由が生じた時、その他解約事由が生じたとき。
ご返済方法	①元金返済 返済期限（契約終了日）到来時の一括返済、または窓口での随時返済となります。 ご契約者様がお亡くなりになった以後は、相続人様から一括返済や担保不動産売却によりご返済いただきます。 ②利息返済 利息は毎月ご返済日に1ヵ月分をご返済いただきます。
ご返済金額の試算	店頭でお申出いただければ、お利息、ご返済額を試算いたします。
ご返済日	任意の毎月ご返済日をご指定下さい。
担保	お申込人様が居住するご自宅の土地建物に、貸越限度額の120%の金額にて当金庫を第1順位とする根抵当権を設定させていただきます。
保証人	原則、保証人は必要ありません。
手数料	完済後の根抵当権抹消手続の際には、当金庫所定の根抵当権抹消手数料をお支払いいただきます。尚その他、当契約に係る印紙代および根抵当権設定に係る不動産登記費用等はお申込人様にご負担いただきます。
推定相続人 の同意	お申込時点の推定相続人様（以下、「相続人様」といいます。）全員に、お申込人様の当契約締結についてご同意いただきます。相続人様への説明および同意取得はお申込人様から直接行っていただきます。 尚、相続人様の所在および連絡先等について、当金庫にお届けいただきます。その旨の相続人様の同意を得ていただきますようお願いいたします。
同居の配偶者による融資取引確認	同居の配偶者様がいらっしゃる場合、ご契約時に配偶者様にご同席いただき、お申込人様とご一緒に契約内容についてご説明いたします。配偶者様には、別途「融資取引確認書」を当金庫に差し入れていただきます。
火災保険	ご融資対象の建物には火災保険契約が必要です。 なお、原則、火災保険に対して質権の設定はいたしません。
申込時にご用意いただく資料	・お申込人様の現在の戸籍謄本 ・住民票（世帯全員記載のもの） ・お申込人様の本人確認資料（運転免許証、個人番号カード、等） ・所得確認資料 ・ご自宅の登記事項証明書等の物件資料 ※その他別途審査の為、当金庫より追加で資料のご提出を依頼する場合があります。

苦情処理措置・紛争解決措置	**・苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075－211－2111）にお申出ください。 **・紛争解決措置** 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話03－3517－5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075－231－2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接お申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ご契約者様がお亡くなりになった時、期限の利益喪失事由が生じた時、またはその他解約事由が生じた時は、担保不動産の売却等により、一括返済していただきます。一括返済いただけない場合は、担保不動産に設定された根抵当権が実行され、その回収金によりローン返済に充当します。 ・ご契約者様がお亡くなりになった時、相続人様から返済期日延長のお申出があった場合は、6ヵ月を限度に延長いたします。 ・担保不動産の売却等によっても借入元利金の全額を返済できない場合は、相続人様に残債務を請求いたします。 ・当金庫よりご契約者様や相続人様の方に対して、随時、現況確認をさせていただく場合がございます。 ・ご契約中は、ご自宅を第三者（親族含む。）に賃貸することはできません。 ・当金庫の同意なく、担保不動産を第三者（親族含む。）に譲渡し、または、その所有名義を第三者（親族含む。）に移転させることはできません。 ・お借入に際して、資金使途、借入金額などに合理性がない、また、ご契約者様の言動その他事情に鑑みて、ご契約者様の意思能力に疑義があると当金庫が判断した場合は、契約者保護の観点から貸越を中止する場合があります。 ・今回のお申込により当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合、当金庫の出資会員となっていただく必要があります。その際、別途出資金が必要となります。 ・お申込みに際しては、当金庫の審査があります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合もありますので、ご了承ください。